

第2期東海市障害福祉計画

【平成21年度～23年度】

平成21年3月

東 海 市

目次

第1 東海市障害福祉計画の策定にあたって

- 第1-1 障害計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第1-2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第1-3 障害者自立支援法のサービス体系・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第1-4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第1-5 計画の策定体制、推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2 第2期障害福祉計画策定の基本的考え方

- 第2-1 障害福祉サービスの提供体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第2-2 相談支援の提供体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3 平成23年度の目標値の設定

- 第3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 第3-3 福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 第3-4 障害福祉サービスの種類ごとにおける目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - ・ 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - ・ 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
 - ・ 療養介護サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - ・ 児童デイサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - ・ 短期入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
 - ・ 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - ・ 相談支援（サービス利用計画作成）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第3-5 地域生活支援事業に関する事項

- ・ 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- ・ コミュニケーション支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- ・ 日常生活用具給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- ・ 移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- ・ 地域活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- ・ その他事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 地域生活支援事業のサービス見込み量（別記）・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第1 第2期東海市障害福祉計画の策定にあたって

第1-1 障害福祉計画の概要

障害者の福祉サービスは、平成18年10月から従来の支援費制度に替わり障害者自立支援法（以下「法」という。）が施行され、サービス体系を再編して、身体障害、知的障害、精神障害の障害（以下「3障害」という。）種別に関わらず障害者が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されました。また、市町村において3年間で1期とした各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

第1-2 計画の目的

- ・ 「障害福祉計画」は、法第88条に基づき、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

平成19年3月に策定した第1期東海市障害福祉計画では、国の定めた基本指針に基づき、福祉施設が新たなサービスへの移行を完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定するとともに、平成18年度から平成20年度のサービス見込量とその方策を定め、必要なサービスが障害者に提供されるようにサービス量の確保に努めて来ました。そして、中間年度にあたる平成20年度に第1期計画の進捗状況等の分析・評価を行った上で、引き続き取り組むべき課題や新たな課題や新たな課題を整理しつつ、上位計画である「東海市総合計画」及び「障害者計画」との整合を図りながら平成23年度までの各年度の目標と達成のための方策を定めるものです。

- ・ この計画は、東海市の将来像を描いている「第5次東海市総合計画」との整合性を保ちながら策定します。
- ・ 「第2次東海市総合福祉計画」の中で策定されている「障害者福祉計画」の基本的な考え方※を踏まえつつ策定します。

※ 第2次東海市総合福祉計画(障害者福祉計画)の基本的な考え方：障害のある人もない人も、すべての人が、いきいきと暮らしつづけられるよう、共に支えあう社会の実現

- ・ 国の定める障害福祉計画の基本指針（平成18年6月）に掲げる次の理念に即して策定します。

ア 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害者が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

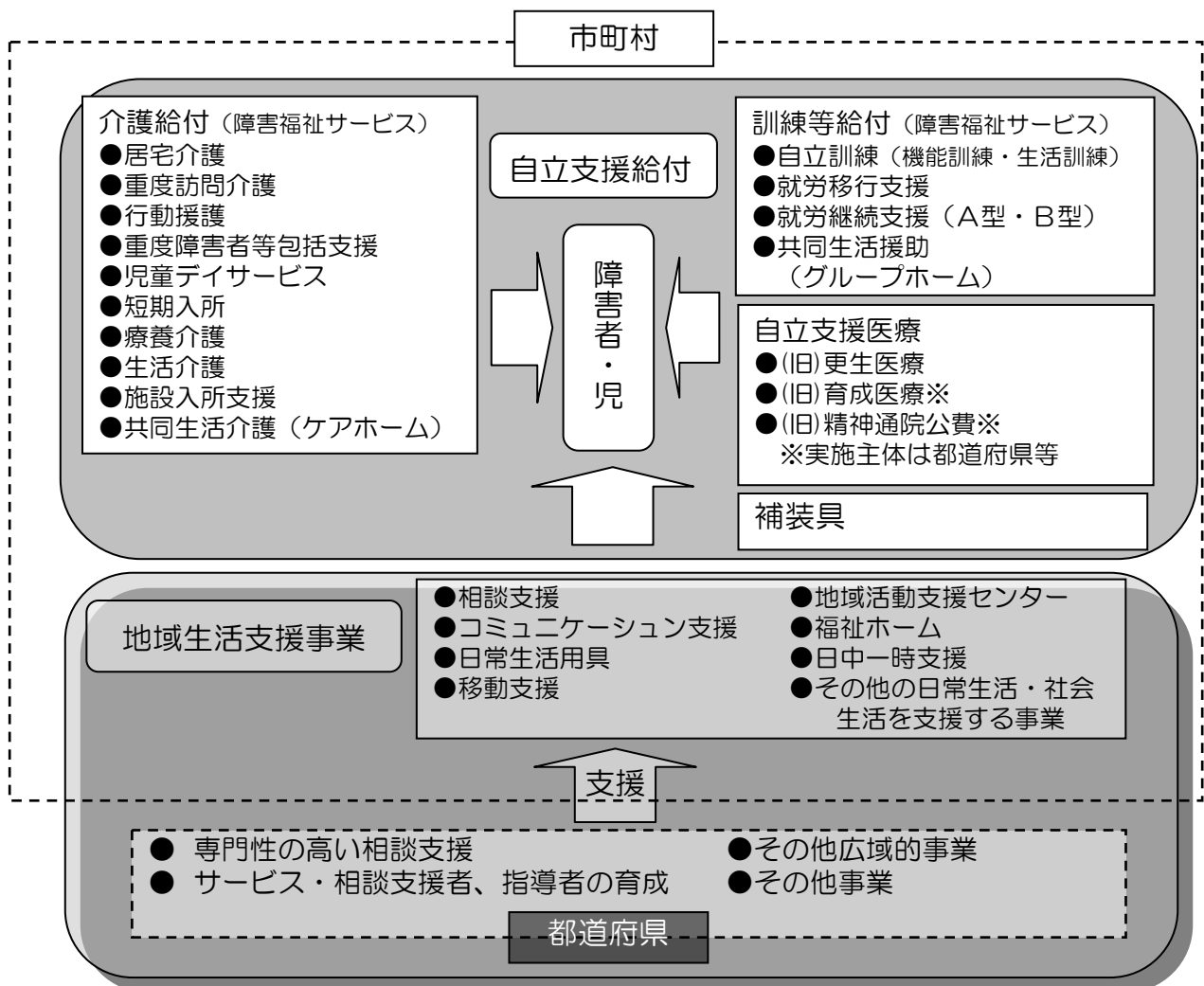
イ 実施主体の市町村への統一と3障害に係る制度の一元化

身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた福祉サービス提供制度は法で一元的な規定となりました。現状で障害福祉サービスの提供体制が立ち遅れている精神障害者等に対するサービスの充実を図ります。

ウ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者が地域で生活できる仕組みを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり等、ケアマネジメントの考えに基づいた、地域の社会資源の有機的な活用を図る仕組みづくりを進めます。

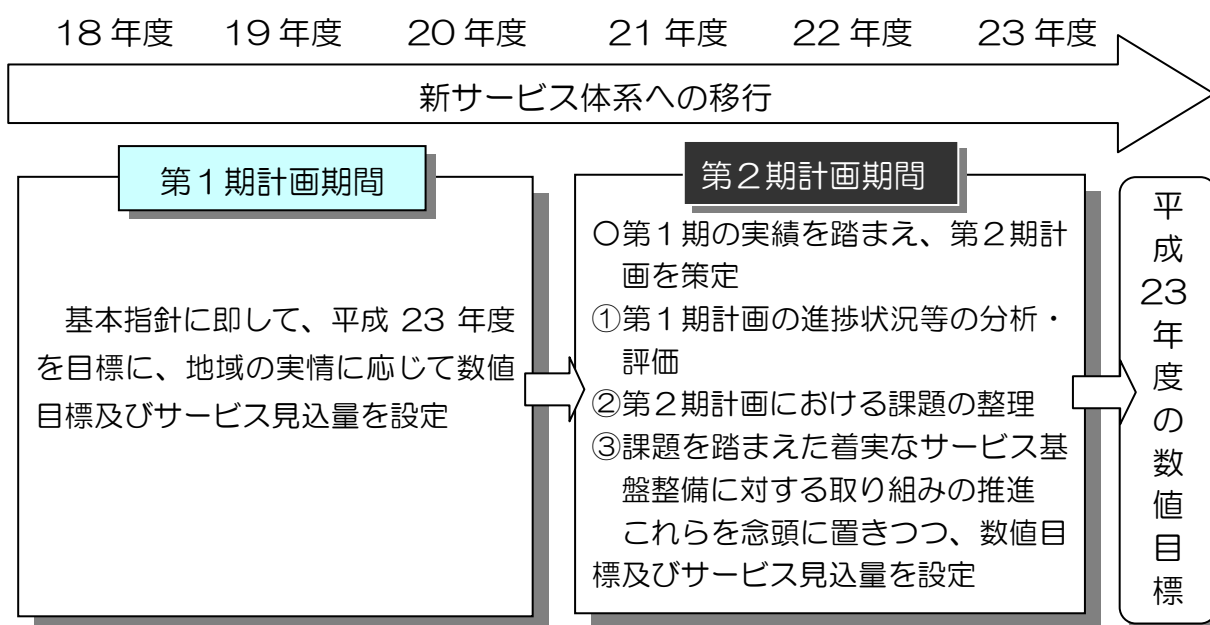
第1-3 障害者自立支援法のサービス体系



第1-4 計画期間

障害福祉計画は3年を単位に作成されることとされており、第1期計画では平成23年度を最終目標年度とし、平成18年度から平成20年度までの3か年を計画期間としました。

本計画は、計画期間が「障害者自立支援法」による新サービス体系への移行期間（平成18年度～23年度）の後半にあたることから、「第1期障害福祉計画」を基本的に踏襲しながら、サービス利用の実績を踏まえつつ、「第2期障害福祉計画」として、平成21年度から平成23年度の3か年を計画期間とします。



また、国の示す方向性を踏まえ、以下の点に留意するものとします。

第1期の数値目標の考え方は変更しないことを基本としますが、現状把握・現状分析に基づいて適宜修正することとします。ただし、福祉施設の入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行についての目標値については、県計画に沿って、第1期計画で設定した数値を踏襲します。

第1-5 計画の策定体制、推進体制

計画策定は、上位計画である第2次東海市総合福祉計画の審議機関である東海市総合福祉計画推進協議会を通して作成し、障害者地域自立支援協議会※で計画の具体化の協議及び評価の後、進捗状況を同協議会に報告します。なお、計画について、市民からの意見をいただくため市のホームページで案を公表し、作成した計画についても同様に公表します。また、計画変更の必要が生じた場合についても、策定と同様の手

続きとします。

※ 障害者自立支援法施行規則第65条の10に規定する協議会で、日常的に障害者等の支援に係わる各機関で構成される市町村設置組織。

第2 第2期計画策定の基本的考え方

第2-1 障害福祉サービスの提供体制について

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行ないます。

- ・ 必要な訪問系サービスの充実
訪問系サービスである居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の充実を図ります。
- ・ 障害者が希望する日中活動系サービスの充実
日中活動系サービスである生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援事業で提供されるサービスの確保を図ります。
- ・ グループホーム等の整備を図り、入所等から地域生活への移行を推進
地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助)及びケアホーム(共同生活介護)を整備する仕組みの構築を図り、ケアマネジメントの構築により、入所等(福祉施設での入所又は病院での社会的入院をいう。)から地域生活への移行を進めます。
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等を推進
就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を進めます。

第2-2 相談支援の提供体制について

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保及び日常生活自立支援事業や成年後見人制度の活用とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が不可欠であるため、身体障害、知的障害及び精神障害に一元的に対応する相談支援体制の充実を図ります。ケアマネジメントの考え方に基づいた中立・公平な立場で適切な相談支援の実施をし、現場の障害者支援から必要とされる課題解決のために、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる障害者地域自立支援協議会の運営を併せて

行います。

第3 平成23年度の目標値の設定

第2期計画では、平成21年度から平成23年度の年度末までの目標を設定します。この目標の設定については、国の定める「第2期障害福祉計画について（基本指針案の概要）」を踏まえ、東海市の実情に応じて行います。

第3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第1期計画期間においては、平成18年度に身体障害者入所授産施設から自宅への移行が1人、平成19年度に知的障害者入所更生施設から自宅へ1人とグループホームへ1人の2人が地域移行し、計3人の移行実績となっています。

第2期計画においても、市内の社会福祉法人が平成23年度中に知的障害者のグループホーム・ケアホームの開所を予定しているため、第1期計画を踏襲し施設入所者数の削減見込と地域生活移行者数の目標値を設定します。

施設入所者数の削減見込は、国の基本指針で「現時点（平成17年10月1日の数）での施設入所者数から7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標値を設定する」とこととされています。愛知県の基本的考え方では、7%削減を目指しています。

市においては、入所者の状況と今後の入所予定を勘案し、身体障害者施設では、率で10%、知的障害者施設では率で15.2%、合計では、率で13.2%を目指します。

地域生活移行者数については、国の基本指針で「現時点での施設入所者数の1割以上が、地域生活に移行すること」を基本とすることとされています。愛知県の基本的考え方では、15%の地域移行を目指しています。

市においては、入所者の状況と愛知県心身障害者コロニーからの移行を勘案し、身体障害者施設では、率で10%、知的障害者施設では、率で18.2%、合計では、率で15%の地域移行を目指します。

項目	数 値			考 え 方
	身体障害者施設	知的障害者施設	合計	
現時点の施設入所者数 (A)	20人	33人	53人	現時点は平成17年10月1日の数とする。
平成23年度末の施設入所者数 (B)	18人	28人	46人	平成23年度末時点の利用人員を見込む。

【目標値】 削減見込 (A-B)	2人 (10.0%)	5人 (15.2%)	7人 (13.2%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活 移行者数	2人 (10.0%)	6人 (18.2%)	8人 (15.0%)	施設入所からグループホーム、 ケアホーム等へ移行する者の数

対象とする入所施設は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、及び旧体系から新体系へ移行した障害者支援施設（訓練入所を除く）とします。

第3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

第1期計画を踏襲し、目標値の見直しは行いません。第1期計画期間においては、平成19年度に2人、平成20年度に1人の計3人が地域生活へ移行しました。愛知県が相談支援事業所キャンパス始め6事業所に委託して実施していた精神障害者社会復帰促進事業（地域生活支援事業）が平成20年度で終了します。今後は、退院後の住居の確保のために、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに家主等への相談・助言を行う住宅入居等支援事業を整備し地域生活移行を促進します。また、退院後も相談支援を継続し、包括的に地域生活を支援します。

項目	数値	考え方
現在の退院可能精神障害者数	10人	平成18年6月30日現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	8人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

第3-3 福祉施設から一般就労への移行

第1期計画期間において、平成18年度に身体障害者通所授産施設から1人、平成19年度に知的障害者入所更生施設から1人及び精神障害者通所授産施設から1人の計3人が一般就労へ移行しました。

国の基本指針で、現時点（平成17年度）の一般就労への移行実績の4倍とするのが望ましいとしており、愛知県の基本的考え方でも、4倍以上を目標値と設定することとしています。第2期計画でも第1期計画を踏襲し、目標値の見直しは行いません。

平成17年度までの一般就労への移行実績で、東海市は2人の実績であることから、市においては、8人の一般就労への移行を目標値として取り組みます。

なお、一般就労への移行支援の強化策として、地域自立支援協議会の専門部会である就労支援部会において、企業の障害者に対する一層の理解促進を図るための職場見学や職場実習のシステムづくり、ハローワークや知多地域障がい者就業・

生活支援センターワーク、商工会議所等とのネットワークの構築による効率的な就労支援を検討してまいります。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成23年度の年間	8人(4倍)	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

ここでいう福祉施設は次のとおりとします。なお、これらの施設が新体系に移行した場合においては、その事業所も進行管理の対象とします。

(身体障害者施設) 更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)

(知的障害者施設) 更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)

(精神障害者施設) 授産施設(通所)、小規模通所授産施設

第3-4 障害福祉サービスの種類ごとにおける目標値

・ 訪問系サービス

現在は、自立支援給付としての居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の4つのサービスと、地域生活支援事業としての移動支援サービスとして提供しています。

ここで目標値を設定する訪問系サービスとは、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」の4つのサービスを総称したもので、第2期計画ではサービスごとに利用実人員と月間利用時間で見込みます。

愛知県の基本的考え方では、推計の基本となるのは、「1年あたりの伸び」として見込みます。

【基本的な考え方】

居宅介護は平成19年度3月利用の実人員88人、利用時間1,154時間と20年度平均の実人員95人、利用時間1,201時間との伸び率で実人員は8%、利用時間は4%であることを勘案し、実人員では毎年10%の伸びを、利用時間は5%の伸びを見込むこととします。

重度訪問介護は平成19年度までに頻繁に利用していた特定の利用者の減により、平成19年度3月利用の実人員2人、利用時間176時間と平成20年度平均の実人員1人、利用時間25時間との伸び率では実人員、利用時間ともマイナスの伸びとなっていますので、平成19年度末実績の横ばいを見込みます。

行動援護は、平成19年度3月利用の実人員8人、利用時間60時間と平成20年度平均の実人員4人、利用時間31時間との伸び率では実人員、利用時間ともマイナスの伸びとなっていますが、平成21年度からは平成19年度末実績の横ばいを見込みます。

(単位:人分/月、時間/月)

サービス名	19年度	21年度		22年度		23年度	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間
居宅介護	1,165	96	1,260	105	1,323	115	1,390
重度訪問介護	176	2	176	2	176	2	176
行動援護	60	8	60	8	60	8	60
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	0

今後の取り組みについては、障害者が必要とするサービスを利用できるように、実施事業者との情報共有・新規参入を促進し、障害者の適切なケアマネジメントを行う相談支援事業の充実に努めます。

なお、各サービスの内容は、次のとおりです。

ア 居宅介護 居宅での、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

イ 重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅での、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービスです。

ウ 行動援護 知的・精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を要する人の、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

エ 重度障害者等包括支援 常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

・ 日中活動系サービス

日中活動系サービスのうちの、新体系サービスに移行した通所・入所施設の昼のサービスである、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）に係る目標値を見込みます。

愛知県の基本的考え方で、この新体系のサービスの必要量と併せて、第1期計画のサービスの見込においては、平成18年10月から平成24年3月までの経過措

置期間内に提供される今までのサービスについても参考値として見込むこととされていることに合わせ、この計画でも参考値を見込むこととします。

【基本的な考え方】

生活介護は、平成 19 年度末実績では実人員 13 人、延べ日数 1 7 2 日でしたが、平成 2 0 年度では新体系への移行が進み、平成 2 0 年 1 0 月までの平均の実人員 5 0 人に 2 1 年度の新体系への移行予定人員 3 9 人を加えた 8 9 人に月の標準利用日数の 2 2 日に乗じて月間利用日数 1, 9 5 8 日を見込みました。以後、新体系への移行予定人員を勘案し、平成 2 2 年度は 9 9 人、平成 2 3 年度は 1 0 0 人をそれぞれ見込みました。

機能訓練は、現在まで利用者はいませんが、事業所のサービス体系が多機能事業へ移行する中で、平成 2 1 年度に、機能訓練 1 人、一人当たりの利用時間の 2 2 日を見込み、平成 2 2 年度から平成 2 3 年度の目標値は、その倍を見込むこととします。

生活訓練は平成 1 9 年度実績及び 2 0 年度平均は実人員 1 人で利用日数は 2 0 日から 2 1 日で推移しています。平成 2 2 年度及び 2 3 年度に生活訓練を行う事業所を 2 か所と 5 人の増を見込み 2 3 年度目標値を実人員 6 人、利用日数 1 3 2 日を設定します。

就労移行支援については、平成 1 9 年度末実績では実人員 5 6 人、延べ日数 1, 0 5 8 日でした。平成 2 0 年度 1 0 月末までの平均実人員 1 0 0 人、延べ日数 1, 9 3 7 日に事業所の新体系への移行と 2 年の利用期間終了者及び養護学校高等部の卒業者の利用を見込んで平成 2 1 年度に実人数 6 5 人、延べ日数 1, 4 3 0 日、平成 2 2 年度に新規利用と利用終了の差引で、実人数 2 2 人、延べ日数 4 8 4 日とし、平成 2 3 年度では、実人数 2 5 人、延べ日数 5 5 0 日の利用を目標値とします。

就労継続支援（A 型）については、平成 1 9 年度末実績では実人員 1 人、延べ日数 2 1 日でしたが、平成 2 0 年度に市内の社会福祉法人が利用人員 1 0 人で事業開始しました。今後は他の事業所の移行計画を基に、平成 2 3 年度に実人数 1 5 人に標準月 2 2 日利用に乗じて延べ日数 3 3 0 日の月間利用量を見込みます。

就労継続支援（B 型）については、平成 1 9 年度末実績では実人員 2 人、延べ日数 3 4 日でした。平成 2 0 年度 1 0 月までの平均実人員 1 8 人、延べ日数 2 8 0 日に就労移行支援の利用終了による B 型への移行と事業所の移行計画を基に、平成 2 1 年度は、実人数 5 4 人に、月の標準利用日数の 2 2 日に乗じて延べ日数 1, 1 8 8 日と

見込み、平成22年度は実人数87人、延べ日数1,914日、平成23年度目標値を実人数94人、延べ日数2,068日とします。

参考値として見込む旧法施設支援については、平成23年度末までに全て新体系サービスに移行することから、平成23年度の目標値は、設定しないこととなります。平成21年度から平成23年度は、平成20年度のサービス利用の実人数から新体系に利用を移行した利用者数を減じて見込んでいます。

(単位:人分/月、人日分/月)

サービス名	19年度		21年度		22年度		23年度	
	実 人員	延べ日 数	実 人数	延べ 日数	実 人数	延べ 日数	実 人数	延べ 日数
生活介護	13	172	89	1,958	99	2,178	100	2,200
自立訓練（機能訓練）	0	0	1	22	2	44	2	44
自立訓練（生活訓練）	1	21	1	22	4	88	6	132
就労移行支援	56	1,058	70	1,540	32	704	35	770
就労継続支援（A型）	1	21	11	242	11	242	11	242
就労継続支援（B型）	2	34	54	1,188	87	1,914	98	2,156
(参考) 旧法施設支援	147	3,116	27	594	23	506	0	0

今後の取り組みについては、障害者が必要とするサービスを利用できるように、必要に応じて実施事業者の新体系への移行計画に助言を行い、事業運営のあり方について、障害者個々の支援計画の作成・実施・評価による効果的なサービス利用・社会資源活用が図られるように努めます。

なお、サービス内容は次のとおりです。

ア 生活介護 常に介護を必要とする障害者に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

イ 自立訓練（機能訓練） 身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

ウ 自立訓練（生活訓練） 知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

エ 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

オ 就労継続支援（A型） 一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。

カ 就労継続支援（B型） 一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に一定の賃金水準のもとで、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。

- 療養介護サービス

療養介護は、医療と常時介護を必要とする障害者に、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

【基本的な考え方】

市においては、現在、サービスの利用はありませんが、児童福祉施設のあり方が、現在、国において概ね5年後の施行を目指して、今後3年以内に結論を出すことを目的に検討されており、重症心身障害児施設の20歳以上の者に係るサービス利用が、療養介護サービスに移行された場合を勘案し、平成21年度から平成23年度の目標値を1人と設定します。

(単位:人分/月)

サービス名	19年度	21年度	22年度	23年度
療養介護	0	1	1	1

今後の取り組みについては、療養介護を行う独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院などと連携をとって対応します。

- 児童デイサービス

児童デイサービスは、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

本市では、早期発見・早期療育という観点から児童福祉法に基づく知的障害児通園施設において、就学前の障害児の療育を実施していますので、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスは、利用者が個別理由により補完的に利用している現状です。

【基本的な考え方】

平成19年度で利用実人数10人、延べ利用日数41日であり、平成20年度末見込みでも横ばいの状況です。したがって毎年1人ずつの伸びを見込み、平成23年度の目標値を実人員13人、利用見込量を52日/月と設定します。

(単位:人分/月、人日分/月)

サービス名	19年度		21年度		22年度		23年度	
	実人員	利用見込量	実人員	利用見込量	実人員	利用見込量	実人員	利用見込量
児童 デイサービス	10	41	11	44	12	48	13	52

今後の取り組みについては、就学児受入れの事業所についても一定の要件のもとに児童デイサービス事業所と認める経過措置が第2期計画期間においても継続されることとなったが、本市においては、平成18年10月から始まった地域生活支援事業「日中一時支援B型(障害児)」の利用と児童デイサービスの組み合わせで効果的な利用促進に努めます。

・ 短期入所

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者を短期間、夜間も含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【基本的な考え方】

平成19年度の平均利用人員は20人、利用量は117日であり、平成20年度(平成20年10月利用分まで)では平均利用人員は21人、利用量は103日となっており、一定の伸び率でない状況となっています。

しかし、市内の社会福祉法人が平成23年度の短期入所事業の開始を予定していることから、平成23年度において利用増を見込みます。

(単位:人分/月、人日分/月)

サービス名	19年度	21年度		22年度		23年度	
	利用量	実人員	利用見込量	実人員	利用見込量	実人員	利用見込量
短期入所	117	22	117	23	122	33	172

今後の取り組みについては、短期入所の利用は、家族と別に寝食することでの精神的自立の芽生えとしての効用も見られることから、障害者と家族が利用しやすい社会資源の確保に努めます。入所施設などの障害者支援施設や相談支援事業者と情報や課題を共有し、障害者の自立した地域生活に資するものとして、継続的なケアマネジメントの中で利用できる仕組みづくりに努めます。

- ・ 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）と施設入所支援があります。

共同生活援助は、知的障害者及び精神障害者に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行うサービスです。グループホームと呼ばれています。

共同生活介護は、知的障害者及び精神障害者に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。ケアホームと呼ばれています。

グループホームとケアホームは、知的障害者の地域生活を進めるための、重要なサービスと考えており、平成23年度までに市内での基盤整備を行います。

精神障害者については、居住の場として利用できるグループホームが近隣にはありません。

施設入所支援については、利用見込量を削減する目標設定であり、第3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行と合わせて、平成23年度の目標値を47人と設定します。

【基本的な考え方】

共同生活介護・援助は平成19年度実績及び20年度実績（平成20年10月利用分）では25人となっています。平成23年度までに新たな基盤整備を見込み、目標値を設定しました。

(単位:人分/月)

サービス名	19年度	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	25	29	35	39
施設入所支援	3	23	27	46
(参考)旧法施設入所	52	24	20	0

今後の取り組みについては、グループホーム、ケアホームの必要性が、障害者の安心のある地域生活の基盤であること及び障害者といっしょに暮らす市民の安心した暮らしの実現になることの両面にあることから、普遍性のあるサービス提供のあり方の構築に向けて、障害者を支援する事業者や相談支援事業者等と障害者地域自

立支援協議会で検討します。また、安心してグループホーム、ケアホームに移行できるようにするため、グループホームを体験できる施策を検討します。

- ・ 相談支援（サービス利用計画作成）

相談支援（サービス利用計画作成）は、支給決定を受けた利用者で、一定の複数のサービスを組み合わせて利用することが必要な障害者や、入院・入所からの地域生活へ移行する障害者に対して、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービスです。

障害福祉サービスの支給決定を受けた障害者で支援を必要とする方が、指定相談支援事業所から法に基づく指定相談支援を受けたとき、「サービス利用計画費」が支給されます。

【基本的な考え方】

平成 19 年度には利用者はいませんでした。平成 20 年度に 1 人の利用実績となっています。サービス見込量の算定にあたっては、地域生活移行者数の目標値 8 人と退院可能精神障害者数 8 人の計 16 人、及び在宅の障害者 1 人を勘案し、毎年 1 人ずつの増加を見込みます。

(単位:人分/月)

サービス名	19年度	21年度	22年度	23年度
相談支援	0	2	3	4

今後の取り組みについては、ケアマネジメントによる相談支援の充実を図ります。また、相談支援事業の評価を、障害者地域自立支援協議会で行います。

第3-5 地域生活支援事業に関する事項

- ・ 相談支援事業

ア 身体障害、知的障害、精神障害の3障害に係る相談支援を一元的に行います。精神保健福祉士、社会福祉士、国のケアマネジメント研修終了者といった専門的職員を配置して行います。東海市、知多市、阿久比町及び東浦町の2市2町の協定事業で、社会福祉法人に委託し、障害者に寄り添う継続性・専門性のある支援をします。障害者相談支援事業と相談支援機能強化事業も一体的に行います。

また、後述する障害者の居場所・生活力を引き出す事業である「地域活動支援センター」事業を併せて行い、障害者の支援を相乗効果のあるものとします。

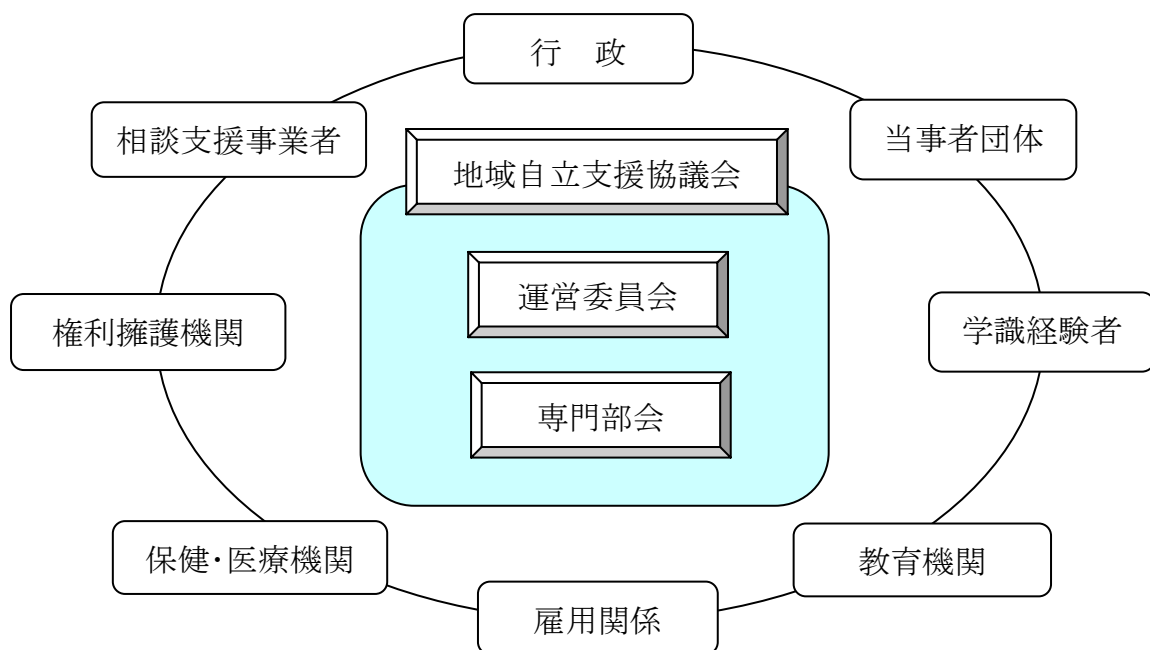
- イ 地域自立支援協議会

障害者の生活を支えるため、障害者自立支援システムの構築に関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの供給体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として「障害者地域自立支援協議会」を設置しています。

協議会では

- ・ 相談支援事業の運営
- ・ 障害者の自立支援の推進
- ・ 困難事例への対応のあり方
- ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築

に関することを協議します。また、協議会には相談支援部会、発達支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会、権利擁護支援部会の5つの専門部会と運営委員会を設置しています。専門部会は課題別に具体的な方策等の検討を行い、関係市町の職員及び相談支援事業受託者と職員で構成する運営委員会では、協議会の庶務及び専門部会の設置等協議会の運営について協議します。



ウ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じた障害者等の地域生活の支援を検討します。

エ 成年後見制度支援事業

障害者の権利擁護を図るために、平成20年度から5市5町共同で、成年後見に関する相談窓口である知多地域成年後見センターを開設しました。ここでは、成年後見制度の利用促進のための活動を展開しています。具体的な活動内容として、制度に関する相談・手続きのほか、地域住民に制度の理解を深めてもらうための研修会などを実施しています。また、障害福祉サービスを利用し、又は、利用しようとする身寄りのない知的障害者又は精神障害者を対象に、必要に応じて、申立手続きや制度の継続的利用に係る経費を助成します。

オ 虐待防止に対する取組み

民生児童委員や福祉事務所、子育て総合支援センター等との連携を図るとともに自立支援協議会の専門部会である権利擁護支援部会において、障害のある人に対する虐待の未然防止及び早期発見や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応と再発防止のための仕組みづくりを検討します。

・ コミュニケーション支援事業

ア 聴覚、言語障害、音声機能障害の方のための手話通訳者派遣事業を行います。

聴覚障害者支援団体である知多地区聴覚障害者支援センターに派遣・コーディネートを委託して実施します。

イ 手話通訳者設置事業を行います。市社会福祉課に設置し、聴覚障害者の相談や手続きの支援を行います。

ウ 要約筆記者派遣事業を行います。社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会に派遣・コーディネートを委託して実施します。

・ 日常生活用具給付事業

重度障害者の日常生活上の便宜を図るため、6区分42種目の用具を給付します。

・ 移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

・ 地域活動支援事業

ア 地域活動支援センター事業を行います。コミュニケーション能力や生活力を引き出すサービスを提供することで社会復帰を支援します。フリースペース事業に

よる居場所づくり、生活場面面接による障害者の課題の汲み取り、プログラム提供による生活力引き出し支援、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業等を行います。東海市、知多市、阿久比町及び東浦町の2市2町の協定事業で、社会福祉法人に委託し、継続性・専門性のある障害者に寄り添う支援をします。

イ 地域デイサービス事業を行います。障害者の日中活動の場として、創作的活動、身体機能訓練の機会を提供し、障害者の生活支援を行います。

・ その他事業

ア 日中一時支援A型(障害者)事業を行います。従前の宿泊を伴わない短期入所事業に代わる事業で、障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

イ 日中一時支援B型(障害児)事業を行います。小学生、中学生及び高校生に当たる年齢の障害児を対象にした事業で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児に日中における活動の場を確保し、安心のある地域生活を提供することを目的とします。

ウ 日常生活支援事業を行います。介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、生活支援や家事援助で必要な支援を行いません。

エ 手話奉仕員養成研修事業を行います。聴覚障害者のコミュニケーションのひとつとして、重要な位置を占める手話の技術および関連知識の習得と、理解を深めて奉仕活動を行う手話奉仕員を養成し、サービスの供給体制の整備に努めます。

・ 発達障害に関する理解啓発を行います。発達障害のしくみをリーフレットにし、乳児健康診査、1歳6か月時健康診査、3歳児健康診査や療育機関・教育機関に配布し理解啓発に努めます。

※ 各事業の見込量は別記のとおりです。

※ 各事業の見込量確保に当たっては、地域自立支援協議会を運営して行く中で、事業者等と協議をしてサービス提供体制を整え**るとともに事業の周知や情報提供に努めます。**

地域生活支援事業のサービス見込み量

別記

(見込者数/月)

事業名	平成19年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
・相談支援事業								
相談支援事業								
障害者相談支援事業	2(1)	/	2(1)	/	2(1)	/	2(1)	/
地域自立支援協議会	実施		実施		実施		実施	
市町村相談支援機能強化事業	実施		実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業	未実施		未実施		未実施		実施	
成年後見制度利用支援事業	実施		実施		実施		実施	
・コミュニケーション支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳者・要約筆記派遣事業」の実利用見込み者数を記載	2	7	2	9	2	10	2	11
・日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載								
介護・訓練支援用具	8		10		10		10	
自立生活支援用具	22		42		42		42	
在宅療養等支援用具	13		17		20		20	
情報・意思疎通支援用具	10		25		25		25	
排泄管理支援用具	1,487		1,860		1,980		2,100	
住宅改修費	4		4		4		4	
・移動支援事業	14(4)	81	17(5)	85	17(5)	87	17(5)	90
・地域活動支援センター								
機能強化事業 (地域活動支援センター)	2(1)	16	2(1)	30	2(1)	33	2(1)	36
基礎的事業 (地域デイサービス事業)	6(1)	11	6(1)	15	6(1)	15	6(1)	15
・その他の事業								
日中一時支援A型事業 (障害者)	5(0)	5	6(0)	7	6(0)	7	6(0)	7
日中一時支援B型事業 (障害児)	13(3)	22	13(3)	28	13(3)	30	13(3)	32
日常生活支援事業 (生活サポート事業)	4(3)	2	4(3)	2	4(3)	2	4(3)	2
手話奉仕員養成研修事業	/	0	/	0	/	20	/	20

(注) 表中の()内の数字は市内の実施見込箇所数

「第2期東海市障害福祉計画」
東海市市民福祉部社会福祉課
〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地
電話番号 052-603-2211又は0562-33-1111
ファックス番号 052-603-4000
Eメール fukushi@city.tokai.lg.jp